

令和 8 年度

福島県双葉地域における 中核的病院看護師修学資金 募集要項(第3回)

(新規貸与者向け)



※現段階のイメージ図となります。

双葉中核的病院整備準備室・福島県病院局病院経営課

I はじめに

福島県双葉地域における中核的病院看護師修学資金貸与事業は、福島県立大野病院の後継病院として整備を進めている双葉地域における中核的病院（以下「中核的病院」という。）の看護師の確保を目的とするもので、将来、中核的病院で看護師の業務に従事しようとする方に修学資金を貸与するものです。

貸与額は月額13万円で、中核的病院での貸与相当期間の2倍の期間の従事により返還を免除します。

中核的病院の前身である福島県立大野病院については、福島県大熊町に所在し、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により休止を余儀なくされましたが、復興のステージが進む中、医療提供体制の整備は重要な課題であり、その中核を担う中核的病院が果たす役割も非常に大きいものになります。

中核的病院は「医療従事者に魅力ある病院」をコンセプトに、充実した教育・人材育成プログラムや最新のデジタル技術等の導入を進めていきます。

なお、中核的病院については、福島県立医科大学の附属病院として運営することになります。

みなさまのご応募を心よりお待ちしております。

II 貸与対象者

次に掲げる要件を満たす方で、卒業後、中核的病院で看護師の業務に従事しようとする方に無利息で修学資金を貸与します。

- (1) 看護師の養成施設に在学していること。
- (2) 品行が正しく、学術に優れ、身体が強健であること。
- (3) 修学に際し、経済的援助を必要とすること。
- (4) 同種類(※)の修学のための資金の貸与を受けていないこと。

(※) 同種類とは、看護師等養成施設への修学を目的とした資金や奨学金で、本修学資金と同様に、

養成施設卒業後に特定の施設に勤務することを要件とする返還免除規定を備えたものを指します。なお、他の奨学金等との併用が不可とされている奨学金等の貸与を受けている場合も本修学資金の貸与を受けることができません。

III | 貸与額及び募集人員

貸与月額：13万円

募集人員：25名程度

IV | 申請手続等

修学資金の貸与を希望する場合は、以下により申請書等を提出してください。

1 提出書類

- (1) 提出書類チェックリスト
- (2) 福島県双葉地域における中核的病院看護師修学資金貸与申請書(第1号様式)
- (3) 養成施設の長の推薦書(第2号様式)
※必ず本人開封無効封筒に封入されたものとしてください。
- (4) 学業成績証明書(令和8年度入学生は、添付不要。)
- (5) 申請者及び申請者の主たる生計維持者分の市町村発行の「令和8年度所得証明書」(令和7年1月から令和7年12月までの期間の所得を証明する書類。源泉徴収票等は不可。)

※所得が「0円」、市町村民税所得割非課税世帯、所得が少額のため所得証明書が発行されない場合は課税証明書を提出してください。

※生活保護を受給している場合は、生活保護受給証などの証する書類の写しを提出してください。

※「申請者の主たる生計維持者」とは、父母がいる場合は、原則として父母(2名)が「生計維持者」となります。父又は母(1名)のみの場合は、原則、その人が「生計維持者」です。父母ともにいない場合は、学生本人か、学生本人が主として他の人の収入により生計を維持している場合はその人(複数いるときは主な人を1名)が「生計維持者」になります。

上記以外のケースにつきましては、「X 修学資金に関するお問合せ先及び申請書等の送付先」に

お問い合わせください。

(6) 作文 (パソコン作成可)

テーマ「双葉地域の復興について」(A4用紙横書き、1,000字程度)

※作文には名前とテーマを記入してください。

(7) 本人及び連帯保証人の住民票

2 申請書 (第1号様式) 記載上の注意

- (1) 「前年の所得」欄は、令和8年度所得証明書から所得の合計金額を記入してください。
- (2) 申請者が未成年 (18歳未満) の場合には、親権者又は後見人が同意欄に署名してください。
- (3) 連帯保証人2名のうち、1名は申請者の親族、他の1名は独立の生計を営み、かつ、修学資金の返還債務を負える程度の資力を有している成年者としてください。2人の保証人は別生計である者としてします。

なお、以下に掲げる方は、保証人となることができません。

ア 民法 (明治29年法律第89号) 第20条第1項に掲げる制限行為能力者 (未成年、成年被後見人、被保佐人、民法第17条第1項の審判を受けた被補助人)

イ 修学資金の返済債務を負える程度の資力を有していないと認められる者

(例: 無収入の方、返済債務 (月額65,000円) を負担できる程度の定期的な収入の無い方など)

ウ 税金 (国民健康保険料、住民税、固定資産税、自動車税など) や公共料金を滞納している方

※貸与内定となった方については、連帯保証人2名の本人確認書類 (運転免許証の写し、住民票など申請書に記載された氏名及び住所を確認できるもの) の提出を求めます。

- (4) 申請書 (第1号様式) は控え (写し) をとっておいてください。

3 修学資金の振込口座について

修学資金を振込む口座の名義人は、申請者本人に限ります。



提出期限

令和8年12月18日 (金) 必着

VI | 修学資金の返還猶予

次のいずれかに該当し、所要の手続きを行い認められた場合には、その事由が継続する期間を限度として修学資金に係る返還の債務の履行が猶予されます。

- 1 卒業した後2年以内に看護師の免許を取得し、直ちに中核的病院又は福島県立医科大学附属病院、会津医療センター附属病院、福島県ふたば医療センター附属病院（以下「附属病院等」という。）で看護師の業務に従事しているとき
- 2 卒業後引き続き他の看護師等養成施設に入学しているとき
- 3 災害、疾病その他やむを得ない理由により返還することが困難と認められるとき（例：育児休業・介護休暇 など）
- 4 その他福島県病院事業管理者が必要と認めるとき（例：他の医療機関での派遣研修・認定看護師等の取得を目的とした進学 など）

VII | 修学資金の返還

次のいずれかに該当する場合（修学資金の返還猶予又は返還免除に該当する場合を除く。）には、修学資金を返還しなければなりません。

- 1 修学資金を貸与する旨の契約が解除されたとき（退学等）
- 2 卒業した後2年以内に看護師免許を取得しなかったとき
- 3 卒業した後2年以内に看護師免許を取得した場合であっても、直ちに中核的病院又は附属病院等で看護師業務に従事しなかったとき
- 4 返還免除を受ける前に業務外の事由により死亡し、又は中核的病院・附属病院等で看護師業務に従事しなくなったとき。ただし、勤務実績により一部返還免除可能とします。

VIII | 修学資金の返還免除

次の2・3のいずれかに該当し、所要の手続きを行い認められた場合には、返還債務の全部又は一部が

免除されます。

1 附属病院等での勤務期間の考え方について

附属病院等での勤務期間については、福島県病院事業管理者がやむを得ない事由があると認める場合、その期間を2分の1に換算して勤務期間に含めることとします。上記以外の事由により附属病院等で勤務する場合は勤務期間にカウントしません。

2 全部免除になる場合

- (1) 卒業した後2年以内に看護師免許を取得し中核的病院又は附属病院等で貸与相当期間の2倍の期間その業務に従事したとき
- (2) 卒業した後2年以内に当該免許を取得し中核的病院又は附属病院等で業務に従事中、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき

3 全部又は一部免除になる場合

- (1) 卒業した後2年以内に看護師免許を取得し、中核的病院又は附属病院等で相当期間、看護師業務に従事したとき

免除額計算式

免除額＝貸与金額×従事期間÷貸与期間÷2

※貸与期間が2年に満たない場合は、2年で計算します。

- (2) 災害、疾病、死亡その他やむを得ない事由により、Ⅷ2(1)の要件を満たすことができないとき
※上記2及び3における雇用形態は「1週間の所定労働時間が20時間以上かつ31日以上雇用見込みがあること」が条件となります。

IX

契約の解除及び貸与の休止

貸与を受けている方が、次のいずれかに該当するに至ったときは、契約解除又は貸与休止となります。

1 契約の解除

- (1) 養成施設を退学したとき
- (2) 心身の故障のため修学の見込みがなくなると認められるとき
- (3) 学業成績が著しく不良となったと認められるとき

- (4) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき
- (5) 死亡したとき
- (6) その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき

2 貸与の休止

休学、停学又は原級留置の期間は、貸与が休止となります。

X

修学資金に関するお問い合わせ先及び申請書等の送付先

〒960-1295 福島県福島市光が丘1番地

福島県立医科大学 双葉中核的病院整備準備室 内

事務担当：福島県病院局病院経営課（駐在）

TEL：024-547-1019

E-mail：chuukaku.jinzai@pref.fukushima.lg.jp

※郵送する場合は、「看護師修学資金貸与申請書在中」と朱書きし、簡易書留で送付すること

XI

勤務先所在地

双葉地域における中核的病院（仮称）建設予定地（現福島県立大野病院）

〒979-1308 福島県双葉郡大熊町下野上字大野98-1

公立大学法人 福島県立医科大学附属病院

〒960-1295 福島県福島市光が丘1番地

公立大学法人 福島県立医科大学会津医療センター

〒969-3492 福島県会津若松市河東町谷沢字前田21番地2

福島県立ふたば医療センター附属病院

〒979-1151 福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚817-1

